

○ 農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成6年6月29日6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	現行
<p>第1～第4 （略）</p> <p>第5 借入手続 本資金の借入手続は、次を参照のうえ、各地域の実情に従い、簡素な手続で最も適切な融資が行われるようにするものとする。 なお、融資機関は様式第1号の資金利用申込書兼借入申込書（農業信用基金協会による保証の希望がある場合は、債務保証委託申込書（様式第1の2号）を含む。以下「申込書」という。）の受理から、原則として1月半以内に借入希望者の可否を通知するものとし、それまでの間に手続が終了しない場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。 （1）借入希望者は、申込書を作成の上、農業経営改善計画及び同計画の認定書（写し）を添付し、融資機関に提出する。 <u>借入希望者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、都道府県から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を申込書に併せて提出するものとする。</u> （2）～（4） （略）</p> <p>第6～第11 （略）</p>	<p>第1～第4 （略）</p> <p>第5 借入手続 本資金の借入手続は、次を参照のうえ、各地域の実情に従い、簡素な手続で最も適切な融資が行われるようにするものとする。 なお、融資機関は様式第1号の資金利用申込書兼借入申込書（農業信用基金協会による保証の希望がある場合は、債務保証委託申込書（様式第1の2号）を含む。以下「申込書」という。）の受理から、原則として1月半以内に借入希望者の可否を通知するものとし、それまでの間に手続が終了しない場合には、借入希望者にその理由を通知するものとする。 （1）借入希望者は、申込書を作成の上、農業経営改善計画及び同計画の認定書（写し）を添付し、融資機関に提出する。 （2）～（4） （略）</p> <p>第6～第11 （略）</p>

附 則 （令和4年3月31日3経営第3158号）

この通知は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第5の（1）に掲げる規定の改正の部分については、令和4年6月1日から施行する。